

「事前調査票」記載要領

〈概 要〉

新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえた感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）の改正により、今後新興感染症*の発生及びまん延に備え、発生の初期段階から効果的に対策を講ずることができるよう、知事は、県内の医療機関と新興感染症に係る医療を提供する体制の確保に必要な措置等の協定（医療措置協定）を締結するものとされました。

本調査は、この医療措置協定の締結に向けた協議のための事前調査となります。本調査で御回答いただいた内容を踏まえて医療措置協定を締結することになりますが、県では、新型コロナ対応で確保した最大規模の体制を目指すこととしておりますので、御回答に当たっては、新型コロナの対応を念頭にさせていただきますようお願いいたします。

※新興感染症：感染症法に定める新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症

1 医療機関名等

医療機関名、保険医療機関番号又は保険薬局番号（10桁）、G-MIS 医療機関 ID※、医療機関の住所、管理者の氏名、回答日、担当部署名、担当者名、電話番号及びメールアドレスを御記入ください。

※（3）G-MIS 医療機関 ID については、回答日現在で付与されていない場合は記入不要です。

2 新型コロナ対応の実績確認

病院・診療所・訪問看護事業所におかれては、病床確保*、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援、人材派遣及び個人防護具の備蓄の各項目について、薬局におかれては、自宅療養者等への医療の提供及び個人防護具の備蓄の各項目について、新型コロナ対応を踏まえて御回答ください。

※（1）の最大確保病床数について、令和5年1月は、「With コロナに向けた病床確保計画（令和5年1月4日）」のフェーズは、フェーズ3でしたが、同フェーズを超えて確保されていた場合は、その最大確保病床数を御回答ください。

なお、病床確保計画に基づく確保病床を有しない医療機関は、どちらも「0」と御回答ください。

3 感染症法の協定締結の意向

新型コロナ対応の実績及びそれを踏まえた新興感染症発生・まん延時（流行初期以降（発生公表後6ヶ月まで）及び流行初期（発生公表後3ヶ月まで））における対応の可否

及び見込数等について御回答ください。

なお、医療機関の種類によって照会項目が異なりますので御了承ください。照会項目の詳細は、次のとおりです。

医療機関		照会項目（医療措置等）
(1)	感染症指定医療機関等 （第一種感染症指定医療機関、 第二種感染症指定医療機関、 救命救急センター）	①病床の確保 ②発熱外来の実施 ③自宅療養者等への医療の提供及び健康観察 ⑤医療人材派遣 (⑥個人防護具の備蓄)
(2)	感染症指定医療機関等以外の 確保病床を有する医療機関	①病床の確保 ②発熱外来の実施 ③自宅療養者等への医療の提供及び健康観察 ④後方支援 ⑤医療人材派遣 (⑥個人防護具の備蓄)
(3)	その他病院 有床診療所	①病床の確保 ②発熱外来の実施 ③自宅療養者等への医療の提供及び健康観察 ④後方支援 (⑥個人防護具の備蓄)
(4)	その他医療機関 (上記を除く一般診療所)	②発熱外来の実施 ③自宅療養者等への医療の提供及び健康観察 (⑥個人防護具の備蓄)
(5)	訪問看護事業所	③自宅療養者等への医療の提供及び健康観察 (⑥個人防護具の備蓄)
(6)	薬局	③自宅療養者等への医療の提供及び健康観察 (⑥個人防護具の備蓄)

① 病床確保

感染症病床及び結核病床を除いた、患者の受入病床として確保可能な病床について、確保予定病床数の見込数を御回答ください。確保予定病床数のうち、重症者用病床数並びに特別に配慮が必要な患者用病床数（精神疾患を有する患者、妊産婦、小児、障害者、認知症患者、がん患者、透析患者及び外国人）の可否及び可能であればその病床数も併せて御回答ください。

また、後方支援医療機関との連携予定や病床確保に当たっての通常医療への影響等について、特に流行初期医療確保措置期間中の連携・対応について現時点で予定があれば、御回答ください。

なお、第一種協定指定医療機関の指定は、次に掲げる要件を満たしているものについて行います。

- ・当該医療機関に所属する者に対し、最新の知見に基づく適切な感染の防止のための措置その他必要な措置を実施することが可能であること。
- ・当該医療機関の感染症の患者が他の患者等と可能な限り接触することなく当該患者を診察することができることその他医療機関における院内感染対策を適切に実施しながら、必要な医療を提供することが可能であること。
- ・新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間において、富山県知事の要請を受け、感染症法第36条の2第1項の規定による通知(以下「通知」という。)又は医療措置協定の内容に応じ、新型インフルエンザ等感染症若しくは指定感染症の患者又は新感染症の所見がある者を入院させ、必要な医療を提供する体制が整っていると認められること。

(注1) 流行初期以降の見込数は「With コロナに向けた病床確保計画（令和5年1月4日）」のフェーズ3の病床数を、流行初期の見込数はフェーズ1の病床数（(1)感染症指定医療機関等）を想定しています。

(注2) 「(参考) 新型コロナ実績値」については、2023年1月の「With コロナに向けた病床確保計画」のフェーズはフェーズ3、2020年12月の「新たな流行シナリオを踏まえた確保病床計画」のフェーズはフェーズ2でしたが、フェーズで定める病床を超えて確保されていた場合は、その最大確保病床数をそれぞれ御回答ください。

(注3) 「特別に配慮が必要な患者用病床数」については専用病床だけでなく、兼用病床も対象です。

② 発熱外来

「有症状者」や「濃厚接触者」に対する発熱外来の対応の可否、対応が可能な場合の当該発熱外来の開設時間内における1日当たりの最大の発熱外来患者数及び検査（核酸検出検査）数、普段から自院にかかっている患者（かかりつけ患者）以外の受入れの可否及び小児患者の受入れの可否について御回答ください。

また、診療所は、対応可能人数や検査実施能力について具体的に記載が難しい場合は、見込数を記入しなくても構いません。

なお、第二種協定指定医療機関（発熱外来）の指定は、次に掲げる要件を満たしているものについて行います。

- ・当該医療機関に所属する者に対し、最新の知見に基づく適切な感染の防止のための措置その他必要な措置を実施することが可能であること。
- ・当該医療機関を受診する者が、他の当該医療機関を受診する者と可能な限り接触することなく当該受診する者を診察することができることその他医療機関における院内感染対策を適切に実施しながら、外来医療を提供することが可能であること。

- ・新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間において、富山県知事の要請を受け、通知又は医療措置協定の内容に応じ、新型インフルエンザ等感染症若しくは指定感染症の疑似症患者若しくは当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者又は新感染症にかかっていると疑われる者若しくは当該新感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者の診療を行う体制が整っていると認められること。

(注4) 新型コロナの経験から抗原検査の実用化には一定時間かかることが考えられるため、検査は流行初期以降も流行初期も核酸検出検査（PCR 検査等）としています。

(注5) 検査数は、医療機関内で検体の採取及び検査の実施まで行う場合に、持続的に検査可能な最大の件数を御回答ください。医療機関で検体の採取のみを行い、分析は外部に委託する場合は含みません。

(注6) 「(参考) 新型コロナ実績値」については、自院の2022年12月、2020年12月の1日当たり最大の患者数又は検査数を御回答ください。

(注7) 流行初期以降の見込数及び流行初期の見込数は、それぞれ2022年12月、2020年12月の患者数又は検査数と同数程度を想定しています。

③ 自宅療養者等への医療の提供

自宅療養者、宿泊療養者、高齢者施設及び障害者施設について、自宅療養者等への医療提供（電話／オンライン診療、往診、服薬指導等）の可否及び最大の対応可能人数を御回答ください。また、健康観察の対応についても併せて御回答ください。

また、訪問看護事業所におかれては、「往診等」を「訪問看護」に読み替えて御回答ください（「電話／オンライン診療」の欄は回答不要です。）。

なお、第二種協定指定医療機関（自宅療養者等への医療の提供）の指定は、次に掲げる要件を満たしているものについて行います。

○病院・診療所

- ・当該医療機関に所属する者に対し、最新の知見に基づく適切な感染の防止のための措置その他必要な措置を実施することが可能であること。
- ・新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間において、富山県知事の要請を受け、通知又は医療措置協定の内容に応じ、オンライン診療その他の感染症法第44条の3の2第1項（感染症法第44条の9第1項の規定に基づく政令によって準用される場合を含む。）又は感染症法第50条の3第1項の厚生労働省令で定める医療（以下「外出自粛対象者に対する医療」という。）を提供する体制が整っていると認められること。

○薬局

- ・当該薬局に所属する者に対し、最新の知見に基づく適切な感染の防止のための措置その他必要な措置を実施することが可能であること。
- ・新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間において、富山県知事の要請を受け、通知又は医療措置協定の内容に応じ、外出自粛対象者に対する医療として調剤等を行う体制が整っていると認められること。

○訪問看護事業所

- ・当該訪問看護事業所に所属する者に対し、最新の知見に基づく適切な感染の防止のための措置その他必要な措置を実施することが可能であること。
- ・新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間において、富山県知事の要請を受け、通知又は医療措置協定の内容に応じ、外出自粛対象者に対する医療として訪問看護を行う体制が整っていると認められること。

(注8)「(参考) 新型コロナ実績」については、電話／オンライン診療、往診、服薬指導等の実績がある場合に1日当たりの最大の対応人数を御回答ください。なお、オンライン服薬指導には電話を用いた服薬指導を含みます。

(注9)「健康観察の対応」については、新興感染症発生・まん延時に保健所・各厚生センター等が実施する自宅療養者等への健康観察業務の委託を受けることが可能な場合に対応可能としてください。

④ 後方支援

新興感染症発生・まん延時における後方支援について、新型コロナ対応における自院の対応状況、それを踏まえた流行初期以降及び流行初期の対応予定状況に最も当てはまるものを、「回復患者の転院受入れが可能」、「病床の確保の協定を締結している医療機関に代わっての一般患者の受入れが可能」、「回復患者の転院受入れ及び病床の確保の協定を締結している医療機関に代わっての一般患者の受入れが可能」及び「後方支援の対応は不可」から選択して御回答ください。

⑤ 人材派遣

医療人材の派遣の可否、可能な場合のそれぞれの職種（医師、看護師、その他）における派遣可能人数を御回答いただき、そのうち県外派遣が可能な医療人材がいる場合はその内数も御回答ください。また、自院の医療従事者を対象とした研修と訓練を実施するか、又は他の機関が実施する研修と訓練に自院の医療従事者を参加させることができるかについても併せて御回答ください。

また、災害派遣医療チーム（DMAT）及び災害派遣精神医療チーム（DPAT）を有する医療機関は、新興感染症発生・まん延時に限らず全ての派遣可能人数を御回答ください。

なお、「人材派遣対応はできない」を選択された医療機関におかれては、他の人材派遣の項目の回答は不要です。

(注10) 医療人材の派遣とは、新興感染症・まん延時に、派遣元の医療機関との雇用関係を維持したまま、知事の要請に基づき派遣を行うものを指します。具体的には、下記の場合に対応する事務職を含めた医療関係者を想定しています。

○急速な感染拡大により、感染症対応に一定の知見があり、感染者の入院等の判断・調整を行う医師や看護師が不足する場合

○特定の医療機関において大規模クラスターが発生し、多数の医療従事者の欠勤が発生、診療体制の継続が難しい場合など、医療人材が局所的・臨時的に不足する場合

(注11) 感染症予防等業務対応関係者には、感染制御・業務継続支援チームの医療従事者・感染管理専門家を含みます。

(注12) 医師、看護師のほかに派遣が可能な資格の方がいる場合は、その他に具体的な資格名を記載のうえ、派遣可能人数を御回答ください。(例：臨床検査技師)

⑥ 個人防護具の備蓄

自院での個人防護具（サージカルマスク、N95マスク、アイソレーションガウン、フェイスシールド及び非滅菌手袋）の備蓄の予定がある場合、備蓄予定の月数及び備蓄予定枚数について、御回答ください。

また、個人防護具の備蓄は、医療措置協定では任意記載事項とされていますが、備蓄の予定がある場合には備蓄予定の月数及び備蓄予定枚数の両方を御回答ください。

(注13) 個人防護具の消費量については、新興感染症発生・まん延時等以外も含めた施設としての消費量の記載をお願いします。

(注14) 備蓄量は、5物資全部について一括して、新興感染症発生・まん延時におけるその施設の使用量2か月分以上で設定されることを推奨しています。

(注15) 個人防護具の備蓄は、平時においては物資を順次取り崩して感染症対応以外の通常医療の現場で使用するという回転型での備蓄を推奨しています。

(注16) N95マスクについては、DS2マスクでの代替も可能です。

(注17) アイソレーションガウンには、プラスチックガウンも含まれます。

(注18) フェイスシールドについては、再利用可能なゴーグルの使用での代替も可能です。この場合において、ゴーグルは再利用が可能であり、有事におけるその医療機関での1日当たり使用量を備蓄することを推奨します。必要人数分の必要量を確保していれば、フェイスシールドの備蓄をすることを要しないものとし、かつ、フェイスシールドの使用量2か月分を確保しているのと同様なものとします。

(注19) G-MIS 週次調査により判明した規模別・物資別の平均消費量(令和3年度及び令和4年度平均値)は以下のとおりですので、必要に応じて参考にしてください。

< 1 病院あたりの個人防護具の1週間想定消費量(全国平均) >

	サージカルマスク	N95・DS 2マスク	アイソレーションガウン	フェイスシールド	非滅菌手袋
200床未満	1,026枚	54枚	146枚	59枚	7,904枚
200~399床	3,194枚	187枚	584枚	209枚	22,908枚
400~599床	4,932枚	387枚	820枚	489枚	52,156枚
600~799床	8,106枚	601枚	1,407枚	743枚	88,782枚
800~999床	15,084枚	875枚	1,734枚	1,530枚	141,202枚
1,000床以上	15,460枚	1,312枚	4,878枚	2,826枚	169,614枚

< 1 診療所あたりの個人防護具の1週間想定消費量(全国平均) >

	サージカルマスク	N95・DS 2マスク	アイソレーションガウン	フェイスシールド	非滅菌手袋
病床なし	79枚	6枚	17枚	11枚	272枚
病床あり	160枚	7枚	19枚	13枚	662枚

< 1 病院あたりの個人防護具の2ヶ月想定消費量(全国平均) >

	サージカルマスク	N95・DS 2マスク	アイソレーションガウン	フェイスシールド	非滅菌手袋
200床未満	8,796枚	466枚	1,255枚	509枚	67,754枚
200~399床	27,376枚	1,606枚	5,002枚	1,789枚	196,354枚
400~599床	42,278枚	3,321枚	7,033枚	4,189枚	447,054枚
600~799床	69,483枚	5,150枚	12,060枚	6,366枚	760,996枚
800~999床	129,290枚	7,501枚	14,865枚	13,116枚	1,210,304枚
1,000床以上	132,518枚	11,244枚	41,807枚	24,221枚	1,453,840枚

< 1 診療所あたりの個人防護具の2ヶ月想定消費量(全国平均) >

	サージカルマスク	N95・DS 2マスク	アイソレーションガウン	フェイスシールド	非滅菌手袋
病床なし	674枚	55枚	149枚	98枚	2,332枚
病床あり	1,370枚	57枚	165枚	114枚	5,668枚